

差押えなどの滞納処分を強化！

税務収納課
☎66♦1117

滞納は税金の無駄使い！

市税は、福祉や教育など市民サービスを提供するために欠かせない財源です。納税義務者である市民のほとんどの方が、納期限内に自主的に納付されています。しかしその一方で、納税義務を果たさず滞納する方がいることも事実です。

市税の滞納整理には、滞納処分的前提となる督促状の作成費や郵送料、財産調査・差押えを行う職員の人件費など、本来必要のない費用がかかります。

不景気により税収が減少する中、市民サービスを提供するための大切な財源が無駄に使われることは、多くの市民にとって大変な不利益となります。



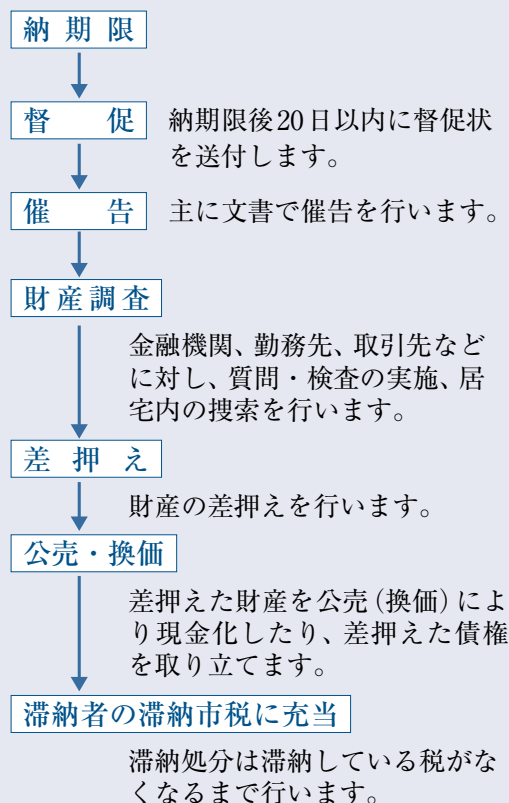
納税は納期限内に！

■差押えまでの流れ

滞納は、納期限を過ぎた時点で発生します。その後、納期限から20日以内に督促状を送付し、その日から10日経過してもなお完納されない場合、市は差押えなどの強制的な徴収の手続きに入ります。これを滞納処分といいます。処分

が厳しすぎるという意見もあるかもしれませんが、法律では「差し押さえないければならない」となっており、徴税吏員（徴収担当の職員）も納税の公平性を確保するため、納期限内に納付された方の目線で仕事をしています。徴税吏員は、自力執行権を有し、裁判所の許可や滞納者の意思に関係なく滞納処分を行うことができます。

滞納処分の流れ



■差押えをより迅速に

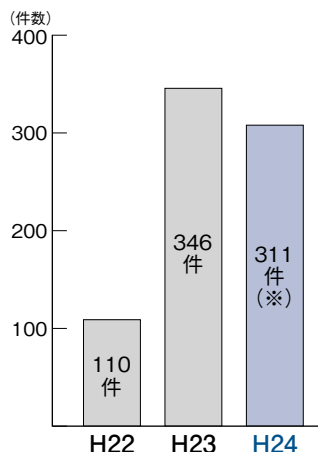
市では昨年、滞納管理システムを導入し、滞納者の財産調査（預貯金・生命保険・不動産所有状況、勤務先への給与支給状況の調査など）を迅速かつ効率的に行っています。

財産が発見できない場合などは、滞納者の自宅などを搜索します。「搜索」は、徴税吏員に認められた権限です。警察が行う捜査の場合とは異なり、裁判所の令状は不要です。

■増加する差押え

市の差押え件数は、ここ数年大きく増加しており、今年度（4～8月）も昨年の同時期を大きく上回るペースで推移しています。

厳しく処分することは、滞納者の意識を変えることにもつながります。差押えの増加とともに、市税の収入率も上昇傾向にあります。



※平成24年度は8月末現在